

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）										岡山県								
										市区町村数	27							
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内 連絡 会議 の有 無	諮 問 機 関 の 有 無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日（西暦）	問3-2 施行日（西暦）	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
						18	24	27				26						
33	100	岡山市	女性が輝くまちづくり推進課	1	1	1	1	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	2001年6月27日	2001年10月1日		岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第5次さんかくプラン)	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	202	倉敷市	男女共同参画課	1	1	2	1	倉敷市男女共同参画条例	2000年12月22日	2001年4月1日		第四次くらしきハーモニープラン	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
33	203	津山市	人権啓発課	1	1	1	1	津山市男女共同参画まちづくり条例	2002年3月22日	2002年10月1日		第5次津山男女共同参画さんさんプラン	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
33	204	玉野市	総務課	1	1	1	1	玉野市男女共同参画推進条例	2002年3月29日	2002年4月1日		第5次たまの男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	205	笠岡市	人権推進課	1	2	1	1	笠岡市男女共同参画推進条例	2003年7月1日	2003年7月1日		第5次かさおかウイズプラン	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
33	207	井原市	市民活動推進課	1	2	1	1	井原市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月18日	2003年10月1日		第4次いばら男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
33	208	総社市	人権・まちづくり課	1	2	1	1	総社市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第5次総社市男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	209	高梁市	市民課	1	2	1	1	高梁市男女共同参画推進条例	2005年3月28日	2005年4月1日		第3次高梁市男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
33	210	新見市	総務部総合政策課	1	2	1	1	新見市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第4次にいみ男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
33	211	備前市	市民協働課	1	2	1	1	備前市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第4次備前市男女共同参画基本計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	212	瀬戸内市	ダイバーシティ推進室	1	2	1	1	瀬戸内市男女共同参画推進条例	2005年7月1日	2005年7月1日		第3次瀬戸内市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
33	213	赤磐市	市民生活部協働推進課	1	2	1	1	赤磐市男女共同参画推進条例	2008年3月27日	2008年4月1日		第4次赤磐市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
33	214	真庭市	真庭市生活環境部くらし安全課	1	2	1	1	真庭市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2005年12月26日		あい・プランまにわ(第4次男女共同参画基本計画)	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
33	215	美作市	市民課	1	2	1	1	美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第3次美作市男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
33	216	浅口市	地域創造課	1	2	2	1	浅口市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日		第4次浅口市男女共同参画基本計画	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
33	346	和気町	社会教育課	2	2	2	1	和気町男女共同参画まちづくり推進に関する条例	2007年12月17日	2007年12月17日		和気町男女共同参画プラン(第2期)	2021年3月	～	2030年3月	1	1	
33	423	早島町	町民課	1	2	2	2	早島町男女共同参画推進条例	2017年3月17日	2017年4月1日		第3次早島町男女共同参画基本計画	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
33	445	里庄町	企画商工課	1	2	1	1	里庄町男女共同参画推進条例	2012年3月14日	2012年4月1日		第4次里庄町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
33	461	矢掛町	企画課	1	2	2	1	矢掛町男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年4月1日		第2次矢掛町男女共同参画プラン	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
33	586	新庄村	住民福祉課	1	2	2	1	新庄村男女共同参画の推進条例	2002年9月26日	2003年4月1日		第4次新庄村男女共同参画基本計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	606	鏡野町	まちづくり課	1	2	2	1	鏡野町男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年3月29日		第3次鏡野町男女共同参画基本計画書	2024年度	～	2028年度	1	1	
33	622	勝央町	教育振興部	2	2	1	1	勝央町男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年7月1日		第2次勝央町男女共同参画推進基本計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	623	奈義町	総務課	1	2	2	2	奈義町男女共同参画推進条例	2009年12月8日	2009年12月8日		第3次なぎういずぶらん	2021年4月	～	2026年3月	2	1	
33	643	西粟倉村	総務企画課	1	2	2	2	西粟倉村男女参画推進条例	2007年3月20日	2007年4月1日								1
33	663	久米南町	総務企画課	1	2	1	1	久米南町男女共同参画社会推進条例	2010年9月30日	2010年10月1日		第3次くめなん男女共同参画社会推進プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
33	666	美咲町	地域みらい課	1	2	1	1	美咲町男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第4次美咲町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
33	681	吉備中央町	吉備中央町協働推進課	1	2	1	1	吉備中央町男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第4次吉備中央町男女共同参画基本計画	2023年	～	2027年	2	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等							問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	施設管理		事業運営			
													指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			6							1	5	6	0	0	6	0	0	
33	100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	さんかく岡山	700-0822	岡山県岡山市北区表町三丁目14-1-201	086-803-3355	086-803-3344	https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-1-0-0_29.html		○	○			○			
33	202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	ウイズ'アップ'くらしき	710-0055	倉敷市阿知一丁目7番1-603号	086-435-5750	086-435-5755	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/danjyo/withup	○		○			○			
33	203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	さん・さん	708-8520	岡山県津山市新魚町17番地 アルネ・津山5階	0868-31-2533	0868-31-2534	https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=2051		○	○			○			
33	204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター		706-0013	玉野市奥玉1丁目18番5号	0863-33-7867	0863-33-7868	https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/5/1318.html		○	○			○			
33	205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	てらすセンター	714-0081	笠岡市笠岡1872番地19 笠岡市役所分庁第4 2階	0865-62-5769	0865-62-5767	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/2933.html		○	○			○			
33	207	井原市																
33	208	総社市																
33	209	高梁市																
33	210	新見市	新見市男女共同参画プラザ		718-0011	岡山県新見市新見823番地1	0867-72-6159	0867-72-6181	https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/233.html		○	○			○			
33	211	備前市																
33	212	瀬戸内市																
33	213	赤磐市																
33	214	真庭市																
33	215	美作市																
33	216	浅口市																
33	346	和気町																
33	423	早島町																
33	445	里庄町																
33	461	矢掛町																
33	586	新庄村																
33	606	鏡野町																
33	622	勝央町																
33	623	奈義町																
33	643	西粟倉村																
33	663	久米南町																
33	666	美咲町																
33	681	吉備中央町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設（2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤 （雇用 の定め がない 職員）	非常勤 （雇用 の定め がある 職員）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・N P O との 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			6					4	5	6	5	1	4	2	0	1	
33	100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	2000年4月8日	3	5	19,111	○	○	○	○	○	○				託児ボランティア会による託児室運営
33	202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	2001年4月1日	1	4	28,829		○	○	○		○				
33	203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	1999年4月2日	3	2	7,194	○	○	○	○		○	○		○	
33	204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター	2002年4月1日	0	2	533	○	○	○							
33	205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	2001年4月1日	1	0	600	○	○	○	○		○				
33	207	井原市															
33	208	総社市															
33	209	高梁市															
33	210	新見市	新見市男女共同参画プラザ*	2005年3月31日	0	1	14			○	○						男女共同参画を推進する市民団体との交流・支援
33	211	備前市															
33	212	瀬戸内市															
33	213	赤磐市															
33	214	真庭市															
33	215	美作市															
33	216	浅口市															
33	346	和気町															
33	423	早島町															
33	445	里庄町															
33	461	矢掛町															
33	586	新庄村															
33	606	鏡野町															
33	622	勝央町															
33	623	奈義町															
33	643	西粟倉村															
33	663	久米南町															
33	666	美咲町															
33	681	吉備中央町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				4		15	2	13.3	18	1	5.6	12	0	0.0	12	0	0.0	6,758	412	6.1
33	100	岡山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1714	0	0.0
33	202	倉敷市	2000年10月21日	倉敷市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	2	0	0.0							51	3	5.9
33	203	津山市				1	0	0.0	2	0	0.0							363	15	4.1
33	204	玉野市	2002年9月20日	玉野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
33	205	笠岡市				1	1	100.0	1	0	0.0							23	0	0.0
33	207	井原市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	3	2.9
33	208	総社市	2006年3月24日	総社市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							397	23	5.8
33	209	高梁市				1	0	0.0	0	0								688	67	9.7
33	210	新見市				1	0	0.0	1	0	0.0							837	126	15.1
33	211	備前市				1	0	0.0	2	0	0.0							188	9	4.8
33	212	瀬戸内市				1	0	0.0	2	1	50.0							340	39	11.5
33	213	赤磐市				1	0	0.0	0	0								132	4	3.0
33	214	真庭市	2005年12月26日	真庭市男女共同参画杜市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							836	72	8.6
33	215	美作市				1	0	0.0	1	0	0.0							210	8	3.8
33	216	浅口市				1	0	0.0	1	0	0.0							352	33	9.4
33	346	和気町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
33	423	早島町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
33	445	里庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
33	461	矢掛町										1	0	0.0	1	0	0.0	60	4	6.7
33	586	新庄村										1	0	0.0	1	0	0.0	25	3	12.0
33	606	鏡野町										1	0	0.0	1	0	0.0	93	0	0.0
33	622	勝央町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
33	623	奈義町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
33	643	西粟倉村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
33	663	久米南町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
33	666	美咲町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	1	1.2
33	681	吉備中央町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	1	1.4

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表4－4
市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

岡山県

調査時点コード				1	2024年4月1日		2	その他																									
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード							
		問8-1				問8-2															(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)										
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
					811	712	11,188	3,709	33.2																								
		小計									775	702	11,158	3,633	32.6	139	87	910	143	15.7	509	87	17.1	530	88	16.6							
											773	700	11,138	3,627	32.6	138	86	891	142	15.9													
33	100	岡山市		男女いずれか一方の委員の総数が10分の4未満にならないように選任しなければならない。	67	67	1,191	535	44.9	法律または条例により設置されているもの	67	67	1,191	535	44.9	6	5	54	12	22.2	51	21	41.2	52	21	40.4	1		1		1		
33	202	倉敷市	40.0	2026年3月		78	70	1,499	415	27.7		79	71	1,517	425	28.0	6	5	48	7	14.6	46	13	28.3	47	14	29.8	1		1		1	
33	203	津山市	40.0	2028年3月		90	58	799	211	26.4	法律または政令により設置されている審議会等・条例・規則等により設置されている懇談会・会議等。要綱等により設置されている懇談会・会議等。	60	51	655	187	28.5	6	5	38	7	18.4	34	2	5.9	35	2	5.7	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
33	204	玉野市	40.0	2026年4月		27	21	298	90	30.2	法律又は条例に基づき設置された委員を委嘱している審議会等	27	21	298	90	30.2	6	5	29	9	31.0	15	5	33.3	16	5	31.3	1		1		1	
33	205	笠岡市	50.0	2028年3月		59	57	865	360	41.6	法律又は政令により設置されている審議会等・条例・規則等により設置されている懇談会・会議等。要綱等により設置されている懇談会・会議等	40	40	650	272	41.8	6	6	31	8	25.8	22	7	31.8	23	7	30.4	1		1		1	
33	207	井原市	40.0	2027年3月		47	44	597	194	32.5	・法律又は政令により設置されている審議会等・条例・規則等により設置されている懇談会・会議等・要綱等により設置されている懇談会・会議等	33	31	410	138	33.7	5	4	39	8	20.5	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
33	208	総社市	40.0	2027年3月		43	37	876	254	29.0	法律または条例により設置されているもの	43	37	876	254	29.0	5	2	30	4	13.3	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
33	209	高梁市	40.0	2026年3月		0	0	0	0			26	21	489	113	23.1	5	4	42	8	19.0	34	3	8.8	35	3	8.6	1		1		1	
33	210	新見市	30.0	2026年3月		44	40	641	192	30.0		14	14	303	95	31.4	5	3	41	6	14.6	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1	
33	211	備前市	40.0	2027年3月		33	29	388	147	37.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	33	29	388	147	37.9	5	3	40	6	15.0							1		1		1	
33	212	瀬戸内市	35.0	2027年3月		26	25	266	78	29.3	法令または政令により設置されている審議会等・法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)・条例・規則等により設置されている懇談会・会議等。	26	25	281	83	29.5	5	3	25	5	20.0	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1	
33	213	赤磐市	40.0	2026年3月		22	18	292	90	30.8		23	19	301	96	31.9	5	3	50	4	8.0	14	1	7.1	15	1	6.7	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	1	
33	214	真庭市	40.0	2026年3月		71	68	1,083	381	35.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	69	66	1,064	373	35.1	5	4	35	6	17.1	23	9	39.1	24	9	37.5	1		1		1	
33	215	美作市	40.0	2027年3月		16	16	188	88	46.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16	16	202	88	43.6	5	3	31	5	16.1							2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日
33	216	浅口市	50.0	2029年3月		34	29	385	111	28.8	法律や条例により設置されている審議会等	29	27	339	106	31.3	5	2	25	2	8.0	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1	
33	346	和気町				0	0	0	0			16	13	199	63	31.7	5	2	28	3	10.7	6	1	16.7	7	1	14.3	1		1		1	
33	423	早島町	40.0	2027年3月		16	15	177	57	32.2	法律又は政令により設置されている審議会等および条例・規則等により設置されている懇談会・会議等	16	15	177	57	32.2	5	2	23	3	13.0	22	4	18.2	23	4	17.4	1		1		1	
33	445	里庄町	40.0	2028年3月		37	32	504	193	38.3	法律又は政令により設置されている審議会・委員会・条例・規則等により設置されている懇談会・会議	16	15	191	58	30.4	5	3	26	5	19.2	14	2	14.3	15	2	13.3	1		1		1	
33	461	矢掛町	30.0	2027年3月		28	27	305	90	29.5		10	9	121	21	17.4	5	2	22	3	13.6	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1		1	
33	586	新庄村				0	0	0	0			16	14	113	37	32.7	5	3	18	4	22.2							1		1		1	
33	606	鏡野町		2024年度～2028年度まで35%	18	15	241	64	26.6		20	19	264	81	30.7	5	3	26	6	23.1								1		1		1	
33	622	勝央町	30.0	2027年3月		20	15	235	49	20.9	第202条の3に基づく審議会等(広域の審議会を除く)及び第180条の5に基づく委員会等	15	13	210	47	22.4	5	2	25	2	8.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
33	623	奈義町				0	0	0	0			13	10	141	22	15.6	5	2	34	4	11.8	23	0	0.0	24	0	0.0	2	2026年3月31日	1		1	
33	643	西栗倉村				0	0	0	0			6	5	47	9	19.1	4	2	22	3	13.6	19	2	10.5	20	2	10.0	1					
33	663	久米南町	38.0	2027年3月		35	29	358	110	30.7		31	27	338	108	32.0	4	2	20	2	10.0	7	1	14.3	8	1	12.5	1		1		1	
33	666	美咲町				0	0	0	0			13	12	165	57	34.5	5	2	59	3	5.1							1		1		1	
33	681	吉備中央町	35.0		2026年3月末まで	0	0	0	0			16	13	208	65	31.3	5	4	30	7	23.3							1		1		1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)				
															2	2	20	6	30.0	1	1	19	1	5.3						
		岡山市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		倉敷市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		津山市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		玉野市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		笠岡市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		井原市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		総社市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高梁市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新見市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		備前市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		瀬戸内市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		赤磐市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		真庭市													0	0	0	0	0.0	1	1	19	1	5.3						
		美作市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		浅口市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		和気町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		早島町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		里庄町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		矢掛町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新庄村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鏡野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		勝央町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		奈義町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西粟倉村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		久米南町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美咲町													2	2	20	6	30.0	0	0	0	0	0.0						
		吉備中央町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市	区	町	村	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
							問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7					
									議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 2. 個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
							1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
							18		1の合計	26	0	24		2			24	24	24	24	25	17
							5		2の合計	1	21	2		24			0	0	1	1	1	1
							0		3の合計	0	2			0			0	0	0	0	0	0
							4		4の合計	0	3						3	3	2	2	1	0
33	100	岡山市				1	岡山市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、かつ、その内容が容易に職員の同一性を確認できるもの (3) 職員の権利義務に関する文書等で、その内容が容易に職員の同一性を確認できるもので、かつ、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれがないもの (4) 前3号に掲げるもののほか、妥当なもの	岡山市議会	1	3	1	岡山市議会会議規則 第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
33	202	倉敷市				1	倉敷市職員服務規程 第4条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用しようとするときは、速やかに内部情報システムに必要な事項を登録することにより届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、所定の旧姓使用届出書を提出しなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切な運用が図られるように努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 4 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、内部情報システムに必要な事項を登録することにより届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、所定の旧姓使用中止届出書を提出しなければならない。	倉敷市議会	1	2	1	倉敷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
33	203	津山市				1	津山市職員旧姓使用取扱規程 (使用及び範囲) 第3条 市長は、別表第11に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。	津山市議会	1	2	1	津山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
33	204	玉野市				1	玉野市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 法令に違反するおそれのない専ら組織内部で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職員の権利義務に関係する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争が起るおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの (4) その他市長が適当と認める輕易な文書	玉野市議会	1	2	1	玉野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
33	205	笠岡市				1	笠岡市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	笠岡市議会	1	2	1	笠岡市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
33	207	井原市				1	井原市職員旧姓使用取扱要綱口 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、人事異動等の発令のほか、次に掲げるものの以外のものとする。 (1) 公権力の行使に関わる文書 (2) 外部の機関に支障を及ぼすおそれがある文書 (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている文書 (4) その他職務遂行上又は事務処理上、支障を生じさせるおそれがある文書口	井原市議会口	1	2	1	井原市議会会議規則口 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
33	208	総社市				2		岡山県総社市議会	1	2	1	総社市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			総社市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第5条 (2) 議員の妊娠又は出産等で、次に掲げる期間の範囲内(市議会の会議を欠席することについて議長及び委員長に届け出ている場合に限る。) ア 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間 イ 妊娠又は出産に起因する疾病により、医師が市議会の会議を欠席する必要があると認める期間	1	1	1	1	1	
33	209	高梁市				1	高梁市職員旧姓使用取扱要綱(内規) 全文	高梁市議会	1	2	1	高梁市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例もない。 (2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同じ等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具 体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

道	区	府	町	市	区	町	村	コ	ロ	ニ	ヤ	ド	名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
																問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

道	区	府	町	市	区	町	村	コ	ロ	ド	名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
														問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
県	村	コ	ロ	ド	町	村	コ	ロ	ド	ド	名	議 会 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割									
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。								
岡山県	区	府	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント等(規定防止)に関する規定(倫理規定等)がある	2 ・ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
												0	1	9					11	2	0	1		4	
												1	3	5	9	1	0		6	9	4	8		20	
												0	0	13					10	6	23	0		2	
												26	23									18			
33	100	岡山市	4	4	3							1	3	3	2				なし	1	岡山市地域防災計画(風水害等対策編)(地震・津波災害対策編) 災害の状況により必要と認めるときは、岡山市男女共同参画社会推進センター内に、性別に伴う困りごとの専用相談窓口を開設する。				
33	202	倉敷市	4	4	1	1						1	1	3	2					2	倉敷市議会議員政治倫理条例 第3条第3号 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。				
33	203	津山市	4	4	3							3		2	4				特になし	1	津山市地域防災計画 第3項 防災関係機関相互連携体制 ⑨市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。				
33	204	玉野市	4	4	3							3		3	2				女性議会の実施(H12.10.18、H26.8.22開催)	2					
33	205	笠岡市	4	4	1	1						1	3	3	2					2	笠岡市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止に関する条例 〔議員の責務〕 第4条 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ちハラスメントの防止に努めなければならない。				
33	207	井原市	4	4	1	1						1	3	3	4					1	井原市議会議員政治倫理条例口 〔政治倫理基準〕 第2条 議員は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令ほか、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 〔中略〕 〔7〕公職にある者としての発言又は情報発信(議会報告会、チラシ、ウェブサイト等)において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。 〔8〕その地位を利用した嫌がらせ、強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。 〔9〕差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。				
33	208	総社市	4	4	2							3		3	4					2					

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
道	区	区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
県	村	町	コ	コ	村	ド	ド	名									
33	209	高梁市	4	4	3					3		3	2				
33	210	新見市	4	2	2					2	2	3	4			2	
33	211	備前市	4	4	3					1	3	3	4			1	備前市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう努める。 風水害等対策編 第3節 防災業務体制の整備 第3項 防災関係機関相互の連携体制 第11号口
33	212	瀬戸内市	4	4	3					2	2	3	2			2	
33	213	赤磐市	4	4	1	1			赤磐市議会議員政治倫理条例 第4条(7) その権限又は地位を利用して、嫌がらせ、強制、圧力、差別的言動、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	4			2	
33	214	真庭市	4	4	3					1	1	3	4	オンラインでの会議への参加		2	
33	215	美作市	4	4	3					3		3	2			2	
33	216	浅口市	4	4	1	1			浅口市議会議員政治倫理条例 第2条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (8) ハワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、その他誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。	3	0	3	1	浅口市議会議員の通称名等の使用に関する要綱 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍上の氏に変更があった場合 変更前の氏		2	
33	346	和氣町	4	4	3					3	0	3	4			2	
33	423	早島町	4	4	3					1	2	3	4	特になし		2	
33	445	里庄町	4	4	3					1	3	3	4			2	
33	461	矢掛町	4	4	3					3		3	4			2	
33	586	新庄村	2	2	1	1			新庄村議会議員の政治倫理条例 第3条第8号 不当な差別的取扱又は言動、虐待、性的な言動、名誉若しくは社会的な信用を失墜させ、又は誹謗中傷をする言動、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	2	3	4			2	
33	606	鏡野町	4	4	1	1			鏡野町議会ハラスメント防止条例 第3条 議員は、町民全体の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。	2	2	3	4	特になし		2	
33	622	勝央町	4	4	2					2	2	2	4			2	
33	623	奈義町	4	4	2					2	2	2	4			2	

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
道	区	区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定がありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1	ハラスメント規定等	2	ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3	その他					1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
県	村	町															
コ	コ	村															
ド	ド	名															
33	643	西栗倉村	4	4	3					3	0	3	4			2	
33	663	久米南町	4	1	2					2	2	3	4			2	
33	666	美咲町	4	2	1	1	2		美咲町議会議員ハラスメント防止条例全文	1	2	2	2		美咲町議会議員ハラスメント防止条例を策定し、良好な勤務環境の確保に努めている	3	
33	681	吉備中央町	4	4	1	1			吉備中央町議会議員政治倫理規程(政治倫理基準) 第3条 議員は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (5) 町の職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。	1	3	3	4			3	